

(地Ⅲ206F)

平成26年11月7日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

小森貴

エボラ出血熱疑い症例の発生について

現時点では厚生労働省より正式な情報提供がなされていませんが、リベリア滞在歴のある60歳代男性が38度以上の発熱症状を訴え、都内の医療機関を受診した旨、報道がなされております。

現在、厚生労働省に対し情報提供を求めるとともに事実確認中であります、取り急ぎ情報提供いたします。

なお、報道によると当該男性は、エボラ出血熱の患者とは直接接触はなかったということであります、今後、国立感染症研究所において検体検査を行うとともに、国立国際医療研究センターにおいて治療を受ける予定とのことであります。

医療機関におかれましては、「エボラ出血熱への対応について」(平成26年10月30日付日医発第787号(地Ⅲ196))、「エボラ出血熱の国内発生を想定した医療機関における基本的な対応について」(平成26年10月24日付(地Ⅲ190))のとおり、万一検疫を通過してエボラ出血熱の疑い患者が一般の医療機関を受診するケースも考えられることから、発熱症状に加えギニア、リベリア、シエラレオネでの過去1か月以内の滞在歴が確認された場合は当該医療機関では検体採取はせず、「エボラ出血熱疑似症患者」として直ちに最寄りの保健所への届出を徹底いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、都市区医師会、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願ひ申し上げます。

なお、本情報は11月7日18時10分時点の情報でありますことを申し添えます。